第2次川口市多文化共生指針 (素案) に係る意見等回答結果 第2次川口市多文化共生指針 (素案) に係る意見等回答用紙

1 第4章 指針の基本的な考え方における【1 基本理念】及び【2 基本方針】について、ご 意見・アイデア等ございましたら、ご自由にご記入ください。

【1 基本理念】

基本的に素案に賛成	(す	•

すべての市民が、持てる力を発揮し、活躍することができるまちづくりという観点を加えることで、より積極的なイメージになるのではないかと思います。

【2 基本方針】

上記の基本理念でも述べましたが、外国人住民もまちづくりに積極的に参加し、活躍することができるとの視点を加えたほうがよいと思います。

 2 その他、第2次川口市多文化共生指針(素案)に関するご意見・アイデア等ございましたら、 ご自由にご記入ください。
(・基本指標について(P15)
(タ文化共生事業の会加者物、会加表の港界度では、種類的に会加している事界のなわせ無い。

第2次川口市多文化共生指針(素案)に係る意見等回答用紙

1 第4章 指針の基本的な考え方における【1 基本理念】及び【2 基本方針】について、ご意見・アイデア等ございましたら、ご自由にご記入ください。

【1 基本理念】

特にありません.

【2 基本方針】

特にありません

2 その他、第2次川口市多文化共生指針(素案)に関するご意見・アイデア等ございましたら、 ご自由にご記入ください。

川口市では基本方針のとより、外囲人住民に対して一緒になっているとなるをつくるという考えを強く持っていることを引く付っていることを引く住民に知ってもらめなければなりません。

そのために、諸さの推進体制を単行するとともに新しくり口前に住むことになった外国人には初期のアプローチが必要だと思います。

何之ば新強住民衆の申請者に対しては、多文化共生の ハンフレットを配付し説明了3等、考之を共有しても3 いたいと思います。

以上2月,

第2次川口市多文化共生指針 (素案) に係る意見等回答用紙

1 第4章_、指針の基本的な考え方における【1 基本理念】及び【2 基本方針】について、ご 意見・アイデア等ございましたら、ご自由にご記入ください。

【1 基本理念】

とても良いたのもい街でと思うが、川口市に99の国、地域の外国人が任住しているとのこと、外国人を一ひまとめで、考えていると無理があるように思われます。

【2 基本方針】

教育勤劳、翱税,国民的三大義務の实施.

2 その他、第2次川口市多文化共生指針(素案)に関するご意見・アイデア等ございましたら、 ご自由にご記入ください。

基本程念、及養本方針を達成できるよう 私も協力していきたいと思います。

第2次川口市多文化共生指針(素案)に係る意見等回答用紙

第4章 指針の基本的な考え方における【1 基本理念】及び【2 基本方針】について、ご 意見・アイデア等ございましたら、ご自由にご配入ください。

大は事里、理解し合うえ気はいにのまちつどり。その為には、山)にの日本人住民の 国際理解、日本と世界のつでかり、ガンバル化社会への知識、てるどの教育の 推進が水められると見います。外国人住民を仲間とい見ることかできる 様視野をもれなかではしいと思いす。何故なら外国人もこの国で 失に使かき、協力し合い、秩金を払い、さして未来の川口を担うであるう、 子供を育ているかもしれないのです。外国人はオープシンな文化の中で、 育った人か努いので、日本人住民の方からあいろうをしてより、天気の話したけていすると次第に心がひらいてくると思います。外国人は日本人に

言思められていと夢に思えていると感じます。 かー方で一部の外国人の中には非原識な行動でと明ろかは行動ととる 人もいます。そのせいで、日本人住民が不愉快な思いをしている場合もあると聞きする かばりここでやこの地の日本人住民からのアプローケだったり、あいろうややさい、指導、難し合いによって、多いに理解しいとならりば、素直にルールを守てより人間関係も育むことかできるのではないかと思います。

基本方針】 [2

- る11)区市民の異文化の理解、世界の中にある日本への理解、外国人に対する 物がや視野をひろめるための情報提供の
- 。房側の支援は重要視しなければと思う。川口の企業の大半は外国人は産いたくびい事情への対策。労働でた実ででなければ、後金も 松めばい、消費をできないので、元気なまうつべりにつなからないし
- 。外国人相談まど口をニーズに合めせて充実指必要性。例えば" 外国人のメタルケアはヒスセスのなことでと思う。 夏文化環境によるストレス、職場でのトラフル、・心め問題などで、全国人もメンタルケアが必要になってきていると思う。もし、言語の問題で、いってで 対だできているうであれば一都内東京面)が病院としせつを招介する。 規律的かり複雑な社会に関ができてなくてもったらひきこもり、うつ病など をでき起こし、社会問題になりかねない。と見らう。

- 2 その他、第2次川口市多文化共生指針(素案)に関するご意見・アイデア等ございましたら、 ご自由にご記入ください。
- ・外国人相談まど口で他々な事がらを気軽に相談できる場でする ことで、外国人が悩みやこまり事を相談にかとずれるようにでると 見います。
- のハローワークに行けば外国人まといとからりますが、仕事をかしに行く度、自信かのくてはるような特殊にはては問題でと見います。職員の方が特別に升国人の人の仕事だけのファイルを持ち、程介していくが事かある。 手あたり 次第に 電話して 外国人でから と最初に言ってしまう よりも、仕事への成力を感じ、日常会話にな出来る外国人でなど、企業のすへの安心感を立ち、言葉で、PRする必要があると思う。
- ・アケートの結果をデーター化すると数字や読むといて分析をすれてあり、問題かないように見えずすべ、自由に自分の考えを書いて下さいといったら、資料では、全くアケートのとう計と合ういないように見える。①アペートは質にならえない。②仕事は断られる③差別では、金んは、場ではイッツメかかいなど、現状はちゃか、これらの現状を心質になって関いてもらう場所かあり、自信を回復なることの出来でら、この地を好きになり、女流したい気持ちになっているのではいかと思う。

私は、40年余り海外に住み、外国人とに生活していた中でせつに頼れたことは、その地の人々の中にとけこみ、仲間として多け入れてもろうことでした。この日本に住む外国人も、この地の人々に認められ、後け入れられたい、差別されたくない、そい、差別されたくない、その支にこの国の発展に貢献したいして頼っていると私は見います。

第2次川口市多文化共生指針(素案)に係る意見等回答用紙

1 第4章 指針の基本的な考え方における【1 基本理念】及び【2 基本方針】について、ご 意見・アイデア等ございましたら、ご自由にご記入ください。

【1 基本理念】

今回の指針では、その目的、川口市の動向や基本方針などで記述されているように、外国人住民の 多様性をまちづくりに活かす、といった新しい視点を、社会情勢の変化なども踏まえた上で盛り込むものと存じます。そこで、基本理念に、外国人住民もまちづくりにその力を発揮していく、といった内容を示す言葉を加えた方が望ましいものと存じます。

現状の基本理念の「ともに尊重・理解し合う」という言葉は、住民同士の望ましい態度を示しているものの、まちづくりに参加するといった内容を含んでいないものと存じます。

一方で、例えば、「多様性を活かす」という言葉であれば、「活かす」といった行為を示しており、 まちづくりに参加するといった内容を自然と含むものと存じます。

また、「多様性を活かす」という言葉は、川口市の第 5 次総合計画の「人と しごとが輝く しなやかでたくましい都市 川口」という将来都市像に対応して、画一的なまちづくりを超えて、社会の変化に柔軟に対応するしなやかさを持ったまちづくりのありかたを示している、と言えます。

さらに、外国人住民が、日本人住民だけでは思いつかなかった多種多様なアイデアをもたらすことで、活力のある新しいまちづくりにつながります。つまり、「多様性を活かす」という言葉は、川口市長の掲げる「みんなでつくる川口の元気」というスローガンに対応したまちづくりのありかたも示している、と言えます。

従いまして、今回の指針の基本的な方向性や第5次総合計画などを勘案して、基本理念の中に「多様性を活かす」という言葉を含めることをご検討いただけますと幸いです。

例えば、日本人住民や外国人住民の「多様性を活かした」元気な川口のまちづくり、といった表現などが考えられるものと存じます。

【2 基本方針】

現在、基本方針として記載されている3つの方針について以下ご検討いただけますと幸いです。

①異文化交流

異文化交流という言葉は、「異」という言葉の通り、外国人住民と日本人住民を異なる対象として 捉えているニュアンスを含むものと存じます。しかし、外国人住民であっても、同じ川口市の「住 民」です。そこで、川口市の「住民」として同じ視点から日本人住民も外国人住民も捉えているこ とを表現しつつ、お互いに多様な文化を有していることを強調するために「多文化交流」という表 現に変更することをご検討いただけますと幸いです。

②国際理解

「国際」という言葉は、国と国(国家対国家ないしは、国民対国民)という内容を示すものと存じます。しかし、多文化共生指針では、国と国という視点ではなく、川口市に住む国籍などの多様な「住民」の相互理解、という視点が重要であると理解いたします。

そこで、国と国という視点の「国際」という言葉ではなくて、人々の間の多様な文化を示す「多文化」という言葉が望ましいものと存じます。従いまして、「多文化理解」という表現にすることを ご検討いただけますと幸いです。

そして、「多文化交流」、「多文化理解」、「多様な文化の躍動」という3つの表現は、第5次総合計画の基本理念の一つである「多様な主体の共生共存」の説明にある、「多様な主体がお互いを尊重し合い共生できる環境をつくり(=多文化理解)、多様な主体同士や行政との交流を促進する(=多文化交流)ことで、各主体が持つ魅力や個性を活かしていきます(=多様な文化の躍動)」という内容に対応しており、第5次総合計画の基本理念を実現するための方針として整理できるものと存じます。

2 その他、第2次川口市多文化共生指針(素案)に関するご意見・アイデア等ございましたら、 ご自由にご記入ください。

■P5 経緯

今回の指針では、多文化共生事例集 2017 を参考にしていること、また、2006 年に多文化共生推進プラン策定後の 10 年間を踏まえて、総務省が、地域における多文化共生施策の更なる推進に資するために事例集を作成したことを勘案して、経緯の中に、

①総務省が、平成 29 年には、多文化共生推進プラン発行から 10 年が経過したことを踏まえて、全国 52 の優良事例を集めた多文化共生事例集を発行したこと。

②事例集ではあるものの、この 10 年間の地域における多文化共生の取り組みを振り返り、今後の方向性を探る内容になっていること、といった2点を含めることをご検討いただけますと幸いです。

■P14 4日常生活を送るための環境(5)防災・防犯

今回の指針では、川口市の動向や第7章 これからの多文化共生の方向性にある通り、外国人住民を「支援する側」に捉え直すものと理解します。従いまして、防災では、外国人住民に対するサポートを充実するだけでなく、他市区町村の取り組みにある「外国人防災リーダー」のように、外国人住民が防災の担い手になるという視点も必要である、といった内容を含めることをご検討いただけますと幸いです。

■P16 第5章 川口市多文化共生施策の位置づけと体系

今回の指針では、多文化共生事例集 2017 を参考資料にしているため、P16【国・県】の中の、 国:地域における多文化共生推進プラン(平成 18 年 3 月) 県:埼玉県多文化共生推進プラン (平成 29 年 4 月) に加えて、

国: 多文化共生事例集 2017 (平成 29 年 3 月)

も含めることをご検討いただけますと幸いです。

■P17 施策の枠組み

今回の指針では、以前の指針と比較して、その目的、川口市の動向や基本方針などで、外国人住民の「多様性を活かす」ことを新しい視点として強調しているため、「多様性を活かす」分野の施策を独立項目にした上で分かりやすく表現した方が、望ましいものと存じます。

例えば、多文化共生事例集 2017 では、①コミュニケーション支援、②生活支援、③多文化共生の地域づくり、④地域活性化やグローバル化への貢献(=多様性を活かす)、という 4 つに分類されているように、「多様性を活かす」施策を独立項目にすることをご検討いただけますと幸いです。

■P18 第6章 計画の推進体制 4 計画推進の視点

4 計画推進の視点の中には、「外国人住民も社会を構成する一員であり、その才能を発揮し社会を支えていく存在であるとの視点に立つことが重要となります」、と御座います。

これは、今回の指針で記載されている、外国人住民の「多様性を活かす」、外国人住民を「支援する側」として捉え直す、といった視点を別の言葉で表現したものと存じます。

一方で、今回の指針のその他部分で「多様性を活かす」、「支援する側」という表現を多用しているので、 表現を統一した方が、読み手として理解しやすいものと存じます。

従いまして、

外国人住民も社会を構成する一員であり、その多様性を活かしつつ、支援の担い手としても社会を支えていく存在であるといった視点に立つことが重要となります。

といったような表現にすることをご検討いただけますと幸いです。

■多様性を活かす施策や企業を交えた施策などの事例

別添の資料として、他市区町村の多文化共生指針(市区町村によって多文化共生プランなど呼び名は異なる)などに記載された施策の中で、「多様性を活かす」や「企業を交えた」分野などの施策を一覧にいたしました。また、多文化共生指針の無い市区町村の特徴的な取り組みも一覧にいたしました。今回の指針でこれらの分野の施策を検討するに当たり、ご参考ください。

■多文化共生指針における企業の役割

外国人住民は、主として日本で働くために来日しています。また、企業も労働力の確保や海外進出 を担う人材として外国人住民を雇用しているものと存じます。

これらの観点を踏まえれば、外国人住民が自立して地域社会へ参画するにあたり、地域住民の受け 入れ努力や行政の支援が必要な一方で、外国人住民の増加要因の一つである企業が、その自立や支 援に対して一定の役割を果たすことも、同様に必要なものと存じます。 例えば、彦根市では、外国人労働者を雇用している企業などと連携し「彦根市日本語支援基金」(仮称)の設立を検討し、地域の日本語教室の充実を図ります、と施策に掲げています。

また、P18 第6章 計画の推進体制 1 市民、市民団体、関係機関および市の連携において、適切な 役割分担の一員として企業も挙げられています。

従いまして、企業が「外国人住民の自立や参画」に対しても一定の役割を果たすこと、また、企業が取り組む具体的な施策の内容を、今回の指針に加えることをご検討いただけますと幸いです。